

離婚扶養料決定の要因・再考

——カナダ・オンタリオ州について——

村
井
衡
平

目次

一 序論

二 判例にみる諸要因

- 1 合理的な生活水準とニーズ
 - 2 扶養義務者の稼働能力・資産
 - 3 扶養義務者の再婚
 - 4 扶養権利者の稼働能力・資産
 - 5 扶養権利者の自立
- 三 おわりに

一 序 論

カナダにおいて、離婚後の扶養料の問題を考えるに当り、注意しなければならない点として、連邦と州がそれぞれこの問題をどのように扱っているかということが浮び上ってくる。連邦は一九六八年七月二日より施行された「離婚に関する法律」(An Act respecting divorce)の第十一条を「付随的救済を与える命令」と題し、第一項で、「離婚仮判決を与える場合に、裁判所は、当事者の行為、各自の条件・資力および他の事情を考慮し、それが適切かつ公正と考えるとき、次の一つまたはそれ以上の命令をすることができ」とし、夫婦それぞれに対し、裁判所が合理的と判断するところに従い、一時金もしくは定期金を保証し、またはその支払いを命じることができると定めた。⁽¹⁾その後、一九八六年六月一日より施行された新しい離婚法も右の趣旨をそのまま継いで、第十五条に同様の趣旨の規定をおいている。⁽²⁾これに対して、それぞれの州の法律は離婚後の扶養の問題をどのように扱っているであろうか。たとえば、ブリティッシュ・コロンビア州では、一九七八年の「家族関係法」(The Domestic Relations Act)の第六十一条において、「扶養のための命令」と題し、「離婚法(カナダ)に従い、裁判所は、申立により、または裁判所が裁判別居、婚姻解消もしくは婚姻の無効を宣言もしくは拒否する命令をするとき、裁判所が合理的と判断する金額を裁判所または命令で指定された人に支払うよう命令することができる」旨を定めている。これは同州において、離婚後の扶養の問題について、自州の法律ではなく、連邦の離婚法が適用される旨を明言するものといえよう。⁽³⁾これと対象的に、東隣のアルバータ州においては、一九七〇年の「家族関係法」(The Domestic Relations Act)の第二十一条を扶養料の「離婚または婚姻無効後の支払い」

と題し、第二項に、「離婚判決または婚姻無効を宣言する判決が得られるとき、裁判所は一方当事者に対し、もしあれば、他方当事者の財産、命令がその人の不利になされる当事者の支払能力および両当事者の行為を考慮し、裁判所が満足するまで、他方当事者の生涯を越えない期間、合理的と考える年金を保証するよう命じることができ⁽⁴⁾」と定めている。つまり、ブリティッシュ・コロンビア州の場合と異なり、アルバータ州では連邦の離婚法に従う旨の文言は存在しない。この点を強調すれば、自州の法律のみを適用することを意味することも理解できるが、実際問題として、連邦の離婚法と州の法律それぞれの規定の間に矛盾は存在しないから、アルバータ州では離婚後の扶養の問題について、連邦の離婚法および自州の法律のいずれによることもできるとみてよからう。

では、本稿で問題とするオンタリオ州ではどうか。同州では一九六八年に連邦の離婚法が制定されたのち、一九七八年に「家族法改正法」(The Family Law Reform Act)を制定して⁽⁵⁾、同法の第十八条によれば、「扶養のための命令」と題し、第一項に、「裁判所は、申立にもとづき、ある人に彼または彼女が扶養している人に対し、扶養料を支払うこと、それに関して金額を決定する命令をすることができる」旨を定め、第五項では金額を決定するための詳細な規定を設けていた。離婚後における前夫婦間の扶養義務の問題も当然にこれに含まれている。その後、いく度かの改正を経て、最終的に一九八六年三月一日より施行された「家族法典」(The Family Law Act)にうけ継がれた⁽⁶⁾。よきにみた「家族法改正法」の規定をうけ継いで、第三十三条は「扶養命令」と題し、第一項によれば、「裁判所は、申立により、ある人に彼または彼女が扶養している人のため、扶養料を支払うよう命じ、扶養料の額を決定することができる」旨を定めた。筆者はさきに、「カナダにみる離婚扶養料決定の要因」と題し、コモン・ロー諸州の事情を概観した⁽⁷⁾。そこには一九八八年より一九九四年の間の他のコモン・ロー諸州と並んでオンタリオ州の事例も四件含まれていたが、本稿では考察の対象をオンタリオ州に限るこ

ととする。しかも、家族法改正法が効力を有していた時機、つまり一九七八年より一九八六年までの間に、離婚後の扶養料に関して裁判所に現われた事例に焦点を絞り、裁判所が具体的にどのような事情にもとづいて離婚後の扶養料の問題を解決しようとしたのか、検討してみることとする。

- (1) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学第九巻二・三号一八六頁。
- (2) 村井「カナダの新離婚法」神戸学院法学第十八巻一・二号二三四頁。
- (3) 村井「家族関係法一九七八年—ブリティッシュ・コロンビア州」神戸学院法学第三十一巻三号五二四頁。
- (4) 村井「家族関係法一九七〇年—一九九三年—アルバータ州」神戸学院法学第二十巻一号三六一頁—三六二頁。
*Alberta Family Law Statutes 1993. p. 110: Consolidated Alberta Family Law Statutes. 2002.*では第二十三条となつてゐる。
- (5) Ontario Annotated Family Law Service. 1984. p. 653-7. 家族法改正法が制定される経過については、村井「カナダ家族法の諸問題」二九五頁—二九七頁参照。
- (6) 村井「家族法典一九八六年カナダ・オンタリオ州」神戸学院法学第二十八巻三号六八頁。Consolidated Ontario Family Law Statutes and Regulations. 2002. p. 82.
- (7) 村井「カナダにみる離婚扶養料決定の要因」神戸学院法学第三十一巻一号十九頁以下参照。

二 判例にみる諸要因

1 合理的な生活水準とニーズ

夫婦は婚姻中、各自の資産・収入等を考慮し、これこそが自分達にとって合理的と思われる生活水準 (Standard of Living) を設定し、それ維持すべく努力してきたはずである。離婚という事態に立ち到ったときでも、夫婦各自がそれ相当の資産・収入を有しており、他方の援助を必要とすることなく、生活を維持していけるならば、一方から他方に対する扶養料の支払いといった問題は生じないかも知れない。しかし、婚姻中から夫婦各自の資産・収入に相当の隔差があり、離婚によってそれが現実のものとなり、他方が従来 of 生活水準を維持できなくなるとき、一方から他方への扶養料の支払いが当然に問題となる。その際、判断の基準となるのが、これまで夫婦の営んできた生活水準にほかならない。かかる生活水準が合理的なものと判断される限り、離婚によってそのような生活水準を維持できなくなった他方の具体的なニーズ (needs) に応じて、一方が扶養料を支払うことになる。

① Nadon v. Nadon (一九七九) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七二年十一月に婚姻し、双方とも再婚であった。妻の子二人 (二十才)、内科医師である夫と彼の子二人 (十六才・十二才) は一つの家族として共に生活していた。だが、新しい家族の絆は適切に働かなかった。夫および彼の子は、妻の態度・行動に対し、良き親ではないと不平をいった。三人の子はその後に親と別居し、夫婦は一九七七年の年末まで同居したが、その時点で夫も去った。妻は家族法改正法第

十八条のもとで扶養料の支払いを請求し、夫は、妻自身の行動のゆえに扶養料を請求する権利はないと反論した。裁判所はこれに対し、夫に一括払いおよび定期払いの扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、妻の夫および彼の子に対する行為が婚姻関係をひどく明白に損なうことを立証すべき証拠は余りにも少ない。妻は子を養育すべく努め、それを拒否することはなかった。夫の子に対して母となることを履行しないのは、婚姻関係を明白に拒否する結果となろうが、本件でかかる事情は認められない。それゆえ、夫は妻に今後の彼女の扶養料として、一カ月に八十五ドルを支払うよう命じる。それに加えて、別居のときから判決の日までの間、扶養に関する妻および子のニーズに応じ、五・〇〇ドルの一括払いを命じるという。

ここでは家族が果すべき社会的な機能を問題にしなければならぬ。夫婦とその間に生まれた子によって構成される一つの家族は、社会の中で一つの単位として機能すべき役割を負わされている。夫婦各自が自分の職業に、家事・育児に最善の努力を払うならば、社会的な役割を十分に果たすことができる。このことからみると、当面の場合はどうであろうか。一方では夫と二人の子、他方で妻と一人の子という二つの家族が共同で生活する。双方が互いに他方と融和を保って協力・和合して日常生活を営む努力をする限り、一つの家族としてその絆を保持することができるにちがいない。だが、夫によれば、彼の子に対する妻の態度は婚姻を完全に変化させてしまし、子によれば、妻は何事につけても彼等と相談することなく、彼等の友人が父の家にくることを歓迎せず、彼等に愛情を示したり、関心を払うこともないと主張する。このような主張が事実とすれば、二つの家族はもはや共存することは不可能となる。しかし、夫の側のこのような主張は裁判所の認めるところとならなかった。裁判所が一九七七年十二月の別居から一九七九年の判決言渡までの一年強の期間、妻および子のニーズに応じた扶養料の支払いを命じるのも納得できよう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 8. p. 293.

② King v. King (一九七七) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七三年八月に婚姻し、二年後の九月に別居した。双方とも再婚であった。別居後、夫は息子と共に婚姻住居に引続いて住んでいる。夫は妻に定期的に扶養料を支払うことはしていない。妻は身体的な虐待を理由に離婚、週に一二五ドルの扶養料の支払いおよび夫婦財産の分配を請求した。夫は婚姻破綻を理由に反訴を提起した。

裁判所はこれに対し、妻の財産請求を認容し、扶養料の支払いおよび夫婦財産の不均等な分配を命じ、次のように判断している。すなわち、妻のニーズに関する彼女の証言は満足のいくものではなかった。妻は現在、住居を提供してくれる他男と深くかかわっており、夫が彼女の生活の維持に協力することはとうてい期待できなかった。妻は有利な雇傭を得ることができはるはずである。したがって、二・〇〇〇ドルの一括払いが与えられるという。

ここでは扶養料についての妻のニーズをどのように判断するかが大きな問題になっている。彼女の証言によれば、婚姻前および別居後、彼女はウエイトレスとして働き、平均して週に一二五ドルの収入があった。彼女が扶養料として請求する金額はこのような事情にもとづくようである。夫による身体的な虐待を理由とする離婚請求を認めるに当り、本件にみるような特別な事情がなければ、裁判所は多分、妻の請求を基礎にして扶養料を決定したにちがいない。だが、ここでは別の事情が加わっている。妻は別居後、友人である他の男性の提供する住居で生活しており、七〇〇ドルの貯金もすでに費消してしまった。他男と深くかかわり合っている妻に対し、夫に

扶養料の支払いを命じるとき、感情的にみても実効を期待することはむづかしい。扶養料の一括払いに向けた裁判所の判断は、この点からみると、理解できる。ところで、扶養料の一括払いが妥当とされる背景は多様である。そのうちで当面の事態に妥当するものとして、次のような要因が考えられる。夫婦が互いに憎み合っている状態では、一括払いによって、離婚後の扶養料の問題を完全に切断してしまうことが望ましいと^②か、夫がこれまで妻のための扶養料の定期的な支払いを誠実に履行していないことからみて、妻に離婚後の扶養料を保証する唯一の方法としては一括払いしかないという考え方である。妻が稼働能力を充分に有していることからみて、二〇〇〇ドルの一括払いを基盤として自立への道を歩むことができるにちがいないと思われる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 9. p. 294.

(2) 村井「カナダにみる離婚扶養料の一時払い―とくにコモン・ロー諸州について―」神戸学院法学第二六巻四号一七頁。

③ Lindsey v. Lindsey (一九八〇) 事件^①

この事件において、妻は婚姻に当り、実質的な未亡人年金―凡そ一カ月に五二〇ドルを喪失した。彼女は生活のための担保が増加することを期待して夫と婚姻した。婚姻は六年半継続し、子はいない。妻は六十才で二五・〇〇〇ドルの年収に加え、二〇〇・〇〇〇ドル以上の資産を有している。他方、夫は六十二才であり、年収は二〇・〇〇〇ドル、婚姻同居が唯一の資産(五〇・〇〇〇ドル)である。妻は彼女の生活水準が別居後に低下したこと、婚姻によって経済的な損失が生じたことを主張し、離婚後の扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を斥け、次のように判断している。すなわち、夫は資産も収入も優れた地位に

なく、妻の生活水準を維持することを合理的に期待することはできない。妻に扶養料を支払うことは、夫婦間の経済的なギャップを広げることになる。他方、妻の損失は彼女が再婚を決意したことに起因している。再婚を決意したことの結果としての損失の補償を夫に請求することを正当化することはできないという。

ここでは妻は先夫の死亡による婚姻解消後、未亡人年金として年額約六・〇〇〇ドルを受領しており、また彼女の年収および資産によって生活を維持していたようである。彼女がもし再婚すれば、年金の支払いは打ち切られることは承知していたにちがいない。それを承知のうえで現在の夫と再婚すれば、約六・〇〇〇ドルの収入減となる。他方で夫の年収は妻のそれより少いし、資産も妻の四分の一にすぎない。このような事情のもとで妻は再婚した。妻は夫の収入と合わせれば、従来どおりの生活水準を維持することができるであろうし、現実にもそうであったと思われる。だが、別居したとたんに事情が変わったにちがいない。生活水準の低下を理由に夫に扶養料の支払いを請求する。夫がそれに答えることができるに十分な経済的な余裕があれば別であるが、当面の場合、かかる余裕は存在しない。妻の損失は彼女が再婚を決意したことに起因するとの判断は当を得ていよう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 19. p. 423.

④ Grime v. Grime (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、当事者双方は夫が二十一才、妻が十九才のときに知り合った。一九六八年一月に婚姻し、同年十月に子が生れた。夫婦は一九七二年に住居を購入し、一九七四年に第二子が生れた。婚姻の最初の五年間は唯一の平和な期間であった。その後、妻は精神病をわずらい、一九七三年三月より七七年六月に別居するまで、七回入院した。同年六月の入院後、夫婦は再び同居することはなかった。妻は自分が他人に監視され、強迫をう

けていると妄想していた。現在、彼女は他男とアパートで生活している。夫は虐待を理由に離婚の訴を提起し、妻の行動および健康状態は夫の職業および健康に悪影響を及ぼしている旨を主張した。

裁判所はこれに対し、仮判決により、夫に扶養料の支払いおよび財産（婚姻同居および夫名義の銀行預金）の分配を命じ、次のように判断している。すなわち、家族法改正法第十五条により、夫は妻のニーズおよび資産に応じた扶養料を支払う明確な義務があり、具体的な事情のもとで、夫は妻に一カ月に二〇〇ドルを支払うべきであるという。

ここで一番の問題は妻の病状にほかならない。妻は婚姻後約五年を経たのち精神病にかかり、入退院をくり返えし、自分が外部から監視され、強迫をうけていると妄想していたという。妻の病状が軽く、日常生活にそれほど悪影響を及ぼさない程度であれば、夫も妻の病状に應じて対処の仕方を考える余地もあるにちがいない。だが、その程度が進行し、夫にとって婚姻生活を維持すること自体が不可能となれば、離婚を請求する正当な理由と認められよう。裁判所によれば、妻の行動は疑うべくもなく彼女の病気に起因しており、夫に絶えず増加する責任を負わせ、同居を耐えがたくしたと認定している。精神病訴訟の典型とみてよからう。離婚という結末にいたったことについて妻の責任を問うことができない限り、離婚後の妻のニーズを考慮した扶養料の支払いは夫の責任といえよう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 365.

⑤ Wells v. Wells and Cormack (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六〇年に婚姻し、一九八一年に別居した。当初、一九六一年に夫の両親は息子

夫婦のために住居を購入し、夫の単独名義で登録した。夫は妻の協力を得て、一九六二年に大学に戻り、妻は教師としての仕事を続けた。夫婦は妻の給料、夫の貯金、夫の両親からの定期的な援助により、生活を支えることができた。一九六四年に子が生まれ、妻は家庭に留まって家事および育児にはげんだ。夫は一九六七年に医師として個人的な診察を始めた。その後、夫婦は現在の住居を取得し、夫婦の名義で登録した。夫は婚姻の直前または婚姻時に父から九〇・〇〇〇ドルの株券を贈与されていた。審理のとき、夫の年収は九四・〇〇〇ドルであった。妻は家族法改正法のもとで扶養料および夫婦財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、妻の請求を認め、次のように判断している。すなわち、妻が婚姻中と同等の生活水準を享受することができるよう、扶養料の支払いをうけるべきである。それができなければ、夫婦双方には、彼等の生活水準と同等のものが残されなければならない。したがって、妻は子および彼女自身の扶養料として、それぞれ一カ月に一・六〇〇ドルの支払いをうけるべきであるという。

ここでは一九六一年の婚姻当初より、約七年間、夫は大学で医師となるべく勉学を続けており、その間の生活費としては、妻の職業上の収入、夫の貯金、夫の両親からの住居の贈与をはじめ定期的な経済的援助等にたよっていたのが実情である。つまり、夫にはまだ独立した生活能力がなく、すべて両親および妻からの支援にたよっていた。一九六七年に医師として独立してはじめて収入を得ることができるようになった。その後、約十五年の間は医師として十分な収入により、夫婦ともにそれ相応の生活水準を維持することができた。そこには夫の両親による援助がいぜんとして働いていたことはいままでもないが、それにも増して妻の家事・育児への専念が夫の仕事をも心両面から支えるのに不可欠な要因であった事実を十分に考慮する必要がある。これらが相まって医師夫婦としての合理的な生活水準を維持し、継続させることができた。夫としては、離婚後も妻に感謝の意をこ

めて、従来と同様の生活水準を保証する義務があるし、それを履行することが充分に可能であるといえよう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 36. p. 121.

⑥ Moog v. Moog (一九八五) 事件⁽¹⁾

この事件において、妻が家族法改正法のもとで夫婦財産の分配および扶養料の支払いを請求し、原審は妻に財産および四〇・〇〇〇ドルを与えた。さらに夫は妻に一カ月一三・五〇〇ドルの扶養料を支払うよう命じたので、夫が控訴し、妻も反訴を提起した。

裁判所はこれに対し、夫の控訴を容認し、妻の扶養料請求を斥け、次のように判断している。すなわち、原審は夫に妻に対する財産の分配に加え、扶養料の支払いを命じたが、これはまちがっている。扶養料はニーズに応じて支払われるべきものである。法の目的は夫婦の財産を均等に分配することではない。妻は彼女のニーズおよび資産に応じて扶養されることが保証されるべきである。ニーズは夫婦の財産を分配したあとで評価されるべきである。妻はニーズに応じるのに必要な額の少なくとも二倍の資産を用意していた。したがって、扶養料の支払いをうけるべきニーズは存在しないという。

ここでは離婚に伴う夫婦財産の分配と離婚後の扶養料の支払いは、全く別個の問題として処理・解決していく必要がある。前者について家族法改正法の第四条・一項によれば、「離婚仮判決が言渡されるか、離婚が無効であると宣言されるとき、または夫婦が別居し、同居を回復する合理的な期待がないとき……夫婦各自は夫婦財産が均等に分配される権利を有している」と⁽²⁾と定める。つまり、離婚判決の場合に裁判所は原則として夫婦財産を均等に分配するものとしながら、同条・四項では例外として不均等に分配される場合もあるとする。このように、

裁判所は具体的な事例に応じて、夫婦財産を均等または不均等に分配することができる。さらに同条・六項では、均等に分配することがすべての事情を考慮すれば不均衡である場合は、夫婦財産以外の財産を分配することも認められている。⁽³⁾このような規定のもとで、本件では妻に夫婦財産を均等に分配するとは別個に、多分夫の個有財産から四・〇〇〇ドルを妻に与えたものと考えられる。これと離婚後の夫から妻への扶養料の支払いは全く別個の問題として扱わなければならない。裁判所はこの問題について、妻のニーズを強調している。

妻は右のような財産を生活の基盤とすることができても、それのみで独立した生活、さきの事例でみたような合理的な生活水準を維持することが不可能であれば、夫に対して彼女のニーズに応じた扶養料の支払いを請求できざるはずである。だが、当面の場合はちがった事情を示している。妻は離婚後の生活に対するニーズに応じるに必要な資産を十分に用意しているという。つまり、妻には夫から離婚後の扶養料の支払いをうけるニーズは少しも存在しなかった。

(1) R. F. L. 2d. vol. 44, p. 301.

(2) 村井「離婚による家族財産の分配―カナダ・オンタリオ州について」、神戸学院法学第三〇巻四号五頁―六頁参照。

(3) 村井・前掲論文五頁参照。

2 扶養義務者の稼働能力・資産

離婚後に夫婦の一方が他方のために合理的と考えられる扶養料の支払いを継続するためには、自分自身がその

ための相当の資産を所有しているか、または継続的に収入を得ることが可能な状況になければならない。そうでなければ、途中で扶養料の支払いが中断し、他方が生活を維持できない状態に落ち入る恐れがあるろう。

① Kennedy v. Kennedy and Hencz (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、婚姻後十七年を経て、夫婦は一九八二年に別居した。夫は一年に約二八・〇〇〇ドル、妻は一カ月に約一・二五〇ドルを得ていた。妻および一人の子は夫が賃借した住居で生活していた。夫は別に住居を購入し、一カ月に約一・〇〇〇ドルの費用が必要である。妻は彼女自身および一人の子の扶養料を請求し、夫は扶養料を支払うための金銭がないと主張した。

裁判所はこれに対し、夫に一カ月一・五〇〇ドルの支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、夫が自分の住居に一カ月一・〇〇〇ドルを支出するのは不合理である。扶養料に関する妻および子の請求は、住居の購入によって負った債務よりも高度に優先すべきである。それゆえ、夫は新しい住居のための費用を減額し、妻子に一カ月一・五〇〇ドルの扶養料を支払うべきであるという。

ここで婚姻中の夫婦各自の収入を比較すれば、夫が二八・〇〇〇ドル、妻は一カ月一・二五〇ドルで年収は一五・〇〇〇ドルになる。夫の収入の方が妻のそれより約一三・〇〇〇ドル多い状態であり、それを基礎にして夫婦はこれまで合理的な生活水準を維持することができたと考えられる。離婚後も夫および妻子がそれぞれの賃借住宅で生活を継続する限り、夫は妻子のための扶養料を十分に支払うことができると期待される。だが、夫は新しい住居を購入し、抵当債務のために一カ月一・〇〇〇ドルの支払いを継続する必要を自ら生み出した。住宅を購入することなく、従来どおり賃借住宅で生活を続ける限り、夫はその資産・収入からみて、裁判所より命じら

れた妻子のための扶養料一・五〇〇ドルを支払うことは可能と判断される。夫は正に判断を誤った。裁判所もいうように、夫は住居の購入を取り止め、それに当てるための費用を妻子のための扶養料に当てるべきであった。

(一) R. F. L. 2d. vol. 33. p. 380.

② Harper v. Harper (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、妻が離婚の訴を提起し、扶養料の支払いを請求した。夫は一カ月九〇〇ドルを支払うよう命じられた。その後、夫は年収が四六・〇〇〇ドルから三三・〇〇〇ドルに低下したことを理由に扶養料を三五〇ドルに一方的に減額し、その後、支払いを中止したため、妻は自給自足できず、福祉にたよる必要が生じた。妻は永続的な扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、夫に一年間は一カ月七五〇ドルを支払い、その後は一・〇〇〇ドルに増額すべきことを命じ、次のように判断している。すなわち、夫の収入が三三・〇〇〇ドルに低下すると称する新しい職業につく目的が誠実であるかどうか、調査する必要がある。夫は年収を三三・〇〇〇ドル以上に増額することができる。もし夫が実質的な扶養料の支払いを要求されるとき、彼が収入を増額させようと意欲をわかせることになろう。さらに扶養料の額を大きく低下させることは、妻にとって大きな異変となろう。したがって、夫に対し、実質的な扶養料の支払いを命じるのが適切であるという。

ここでは夫が妻に扶養料を支払うための財源ともいえるべき彼の資産・収入の減少が問題の焦点となっている。扶養料の金額を決定するためには、支払う側の資産・収入に応じてその支払いが余裕をもって行われることが必要であろう。一定額の収入があることを前提として扶養料の金額が決定されたとしても、その後、支払う側の事

情が変化し、収入が大きく落ち込むといった事実も起りかねない。当面の場合はまさにこれに該当しよう。十年以上にわたって四六・〇〇〇ドルの年収のあるとき、夫にとって一カ月九〇〇ドル、一年に一〇・八〇〇ドルの妻のための扶養料を支払うことは十分に可能であったにちがいないが、年収が三三・〇〇〇ドルと一度に一三・〇〇〇ドルも低下したとき、これまで通りの扶養料の支払いには困難となろう。一般的な問題として、このような事態になることを十分に承知しながら、自分の年収を低下させれば妻に支払う扶養料の額も当然に低額になると考え、あえて従来の職業を投げうつということはありそうもない。だが、ありそうもないことがここで現実になっている。このような場合に裁判所としては、妻に対する合理的な扶養料の支払いを確保することが緊急の課題である。このように考えるとき、夫に対して彼の収入の低下は関係なく、妻に実質的な扶養料の支払いを命じるのが適切な判断であったと思われる。とはいえ、実質的な扶養料とは何かという問題が残ることはいうまでもない。

(一) R. F. L. 2d. vol. 36. p. 434.

③ More v. More (一九八三) 事件^(一)

この事件において、夫婦は一九七二年に婚姻し、一九八一年に別居した。妻はオフィス勤務で年収一三・〇〇〇ドルであり、当時、大学に在学中の夫を扶養した。審理のとき、妻は経営管理の学位を得るため、二年間通学していた。夫婦が別居したとき、妻は夫から均等な財産の分配をうけるどころか、少額のものしか受けとらなかつた。夫は妻が仕事のために必要としていた車を三・〇〇〇ドルで売却した。この当時、夫の財産はほとんどが低額の消耗品であった。だが、その後、夫は年収一七・〇〇〇ドルの職を得ており、二、三年後には二五・〇〇

〇ドルになる予定である。このような事情のもとで妻は夫婦財産の分配と扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、夫婦財産を分配し、扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、以前は夫の財産は低価値かまたは消耗品であったが、別居の時期で評価されなければならない。これを基礎とすれば、妻は夫婦財産の分配における不均衡を是正するため、三・〇〇〇ドルの支払いをうけるべきである。夫は妻が大学に在学中は彼女の扶養料を支払うよう命じるといふ。

ここでは若年の夫婦間での扶養が問題となっている。婚姻当時、夫はまだ大学生であり、学費を含めて生活費はすべて妻が負担する約束をしており、この約束は実行されていた。当時、妻は年収が一三・〇〇〇ドルであり、二人の生活費としては充分といえないまでも、必要は満たされていたにちがいない。つまり、妻の稼働能力に支持されて夫は大学を卒業できたわけである。夫が卒業後は職を得て、婚姻関係は順調であったが、突如として夫が職を失った。もともと、所有財産といえるものはほとんどなく、職を失った夫は、妻が仕事に使用する車さえ一・五〇〇ドルで売却する始末である。だが、夫は再び職を得る機会がきた。本件の審理当時、年収は一七・〇〇〇ドルという。婚姻当時、妻の年収によって支えられ、勉学を継続できた夫にとって、名誉を回復し、妻への恩返しをする絶好の機会といわなければならない。妻への支払いを命じられた三・〇〇〇ドルは夫婦財産の分配における不均衡を是正するためといわれるが、実際には夫が勝手に妻の車を売却したのが二・五〇〇ドルであった事実を照らせば、それに対する賠償とみてよからう。さらに加えて、このたびは妻が大学に通学する期間中の扶養料の支払いも、稼働能力が十分に認められた夫が、過去における妻による寄与・貢献に対する感謝の意を込めて履行すべきであると思われる。

(一) R. F. L. 2d. vol. 34. p. 323.

3 扶養義務者の再婚

夫婦が離婚するに当り、一方が他方に対して毎月いくらと金額を決めて扶養料の支払いを約束したとする。この約束はそのときに双方がおかれていた具体的な事情のもとで合理的であると判断された内容であったにちがいない。双方をめぐる事情がいつまでも変わらなければ、約束どりの扶養料の支払いが継続されよう。だが、どちらかの側に事情の変更が生じた結果、扶養料の支払いの内容について変更することを余儀なくされる例が生じてくる。ここでは扶養義務者の側の再婚を問題にする。

Coe v. Coe (一九七八) 事件⁽¹⁾

この事件において、妻は離婚仮裁判により、二人の子の監護および彼女の扶養料として毎月二〇〇ドルの支払いを得ていたが、夫の再婚が原因でその後の支払いが遅れた。審理時の夫の年収は一二・〇〇〇ドル、妻は七・九六〇ドルであったが、現在では夫は二一・六五八ドル、妻は一〇・五六六ドルになっている。夫は定期的な支払額の減額および未払分の遡及的減額を請求した。

裁判所はこれに対し、次のように判断している。すなわち、裁判所には仮判決による支払額を遡及的に変更する管轄権がある。かかる管轄権には未払額を免除する権限が含まれている。夫が当初に命じられた二〇〇ドルを越えて支払いを継続すれば、彼の新しい家族の保証にとって不合理であり、危険でもある。したがって、子のための扶養料は一人につき毎月二ドルとし、また夫は支払額が完済されるまで妻に毎月二〇〇ドルを支払い、完済された時点で子の扶養料は毎月二〇〇ドルに増額されるべきであるという。

ここでは離婚後に妻に扶養料を支払う義務を負っている夫の再婚により、困難な事態が生じている。一九七二年に別居した当時と比較し、夫婦それぞれの収入は増加しており、これまでの事情がそのまま変らなければ、問題は生じなかったにちがいない。問題は妻に対する扶養義務を負っている夫が再婚し、再婚相手の女性には二人の子があり、これら三人の扶養料も負担する必要も生じた点にある。夫に充分な資力があり、前妻・後妻および彼女の子まですべてを扶養できる状況にあれば問題は生じない。当面の場合、夫の年収は一二・〇〇〇ドルから二一・六五八ドルと増加しており、夫はような経済的な事情を考慮しながら再婚したのである。もしそうでなければ、再婚による新しい家族まで困難な事態に直面させることになる。ここで妻の収入をみれば、現在では一〇・五六五ドルであり、当初、七・九六〇ドルに子の扶養料として一年に二・四〇〇ドルを得ていたので、合計額ではほとんど変りはない。つまり、金額的にみて妻自身および子のための扶養料を考慮する必要はなくなっているとみてよい。裁判所が当面は未払額を完済させることにし、その間の子の扶養料はいわば名目的な一カ月各人に二ドルとしたのも納得できる解決方法といえよう。

(一) R. F. L. zd. vol. 1. p. 173.

4 扶養権利者の稼働能力・資産

離婚後に夫婦の一方が他方から、合理的と考えられる扶養料の支払いをうけるための条件として、彼自身のための相当な資産とすべきものを所有していないか、または継続的な収入を得ることが困難もしくは不可能と判断される状態になければならない。これとうらはらに、他方が自分自身で独立して、婚姻中と同程度の合理的な

生活水準を維持することが可能な状況にあるならば、扶養料を請求する必要はもとより認められない。このような意味において、ここでは扶養権利者の稼働能力・資産が問題になる。

① Blimm v. Blimm (一九八〇) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九四六年に婚姻し、一九七二年に別居した。男の子が二人いる。夫は一九五〇年から六九年までイスラエルで仕事をしたが、その後、家族とカナダに移住した。夫はある会社の株主となったが、うまくいかず、有能な息子が家族の生活を支えている。夫は収入も資産もないが、それによって生活を維持することができた。他方において、妻は収入がほとんどなく、生活を維持するため一カ月に一・一〇〇ドルを必要とした。彼女は一九七二年に扶養料の支払いを提訴し、夫が週に一〇〇ドルを支払うよう命じられたが、支払わなかったため、妻が離婚の訴を提起した。審理時に夫の未払額は五八・〇〇〇ドルに達していた。家庭裁判所における手続で夫は即座に五・〇〇〇ドルの支払いを命じられたが、これも支払わなかった。そこで妻は家族法改正法のもとで扶養料の支払いを請求した。

裁判所はこれに対し、夫が週に一ドルを扶養料として支払うよう命じ、次のように判断している。すなわち、妻は扶養料の支払いをうけるニーズに迫られているが、夫が定期的な支払い命令をうけるのを可能にするならかの資産を所有している証拠は何もなかった。そのうえ、被告は収入がなく、必要な費用を彼の息子が支払っている状態である。被告が収入を得ることができる証拠は何もない。それゆえ、週に一ドルという名目的な金銭の支払いを命じ、夫が稼ぐことができる収入額に関する証拠が提出されたとき、増額されるという。

ここでは裁判所が名目的な扶養料の支払いを認めたことが注目される。これは名目的損害賠償 (Nominal dam-

ages) の考えに類するものとみてよい。もともと、名目的損害賠償は、権利侵害があったことは認められるが、実質的損害の発生が認められない場合、または被害者（原告）が損害を証明する証拠を提出できない場合に被告に課せられるきわめて小額の損害賠償金を指している⁽²⁾。これを当面の問題に当てはめればどうであろうか。夫自身には資産も収入もなく、息子にたよってはじめて自分の生活を維持できているにすぎない。他方で妻も収入はほとんどなく、夫による扶養料の支払いがなければ、離婚後の合理的な生活水準を維持することができない。夫が妻の扶養料請求権という権利を侵害していることは事実である。妻のたび重なる請求にも全く応じていないことがこれを物語っている。とはいえ、夫にとって現実に不可能なこと、つまり相当な金額の扶養料の支払いを強制しても意味がない。ここで名目的な扶養料の支払いという考え方を採用するならばどうなるか。妻から夫への扶養料の支払請求について、夫に資産も収入もないという理由で棄却してしまう代わりに、夫にとっても可能な一ドルという名目的な扶養料の支払いを命じる。これによって妻の側に、自分の請求が完全に斥けられたのではなく、一ドルという名目にすぎない額ではあるが、それが裁判所によって認められたという一応の満足感を与える。妻には「実」を捨てて「名」をとらせる結果となろう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 15. p. 206.

(2) 高柳・末延「英米法辞典」三三二頁、田中英夫「ベーシック英米法辞典」一一六頁参照。

② Harrington v. Harrington (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九五〇年に婚姻し、一九七三年に別居した。別居合意により、夫は妻に一カ月二〇ドル、妻と同居する子のために八〇ドルの扶養料を支払う義務がある。合意はさらに、夫はある財産上の権利

を妻に移転する旨を約束する。妻は不動産エージェントの資格を取得し、一九七八年に四・二〇〇ドルの手数料を得た。だが、彼女は健康を害しており、このことが稼働能力に悪い影響を及ぼしている。娘は住居を離れて一九七五年に仕事につき、その結果、一九七八年五月に精神病にかかった。娘は妻の許に帰り、社会保障をうけている。一九七九年十月の判決により、妻自身および二十二才の娘の扶養料請求が斥けられたので控訴した。

裁判所はこれに対し、請求の一部を認容し、次のように判断している。すなわち、控訴裁判所は扶養料の問題を独自の考慮にもとづいて新しく判断することできない。だが、原審の判断が実質的に誤っていることを判定するときは、この限りでない。本件において、原審が証拠および当事者の財政的な立場に関する証拠を誤解しているため、控訴は容認し、妻に対する支払いが認められるという。

本件に登場する別居合意はオンタリオ州において、一九七九年の家族法改正法が制定されるまで、いわば唯一の「家事契約」(Domestic contract)として利用されたのが実情のようである。⁽²⁾ 同法は別居合意を唯一の家事契約とするコモン・ローの原則を変更し、第五〇条では婚姻契約、別居合意または同居合意を家事契約に含めた。⁽³⁾ さらに第五十三条では、「別居合意」と題し、「同居していたが、現在は別居している男女は、合意に加わり、(a) 財産の所有権またはその分割、(b) 扶養義務、(c) 彼等の子の教育および道徳的訓練を指示する権利、(d) 彼等の子に対する監護または面接の権利、さらに(e) 彼等の事務を処理するための他の事項を含む彼等の権利および義務につき、合意することができる」⁽⁴⁾ 旨を規定している。

ここでも扶養権利者の稼働能力の問題が正面に出ている。離婚後も婚姻中と同様にこれまでの仕事を継続し、それによって十分な収入を得ることができている状況にあるならば、あえて扶養料の支払いを請求する必要はないかも知れない。だが、当面の場合、別居合意にもとづく扶養の対象は妻と二人の子である。妻は夫よりある財産上

の権利を得たし、またその後、不動産に関する資格を得て実際に活用している。だが、彼女自身が健康を害し、歩行困難な状態になっており、また娘も精神病にかかっている。妻自身の稼働能力が失われているのに加え、娘の病状のこともある。別居合意では夫が妻のために一カ月合計一〇〇ドルの支払いを約束し、それを実行していたが、その後に事情が変更したため、現在ではむしろ扶養料の増額が必要になっていないのではないか。だが、裁判所は妻の扶養請求のみ認容し、娘のためには認めなかった。原審が娘に関する判断を誤ったことを理由としているが、娘は精神病のために社会保障の対象とされ、それによって十分に保護されているから、夫による扶養料の支払いは必要ないことを理由にするものと考えられる。これが正しいかどうか、社会保障の内容が明らかでないでなんともいえない。

(1) R. F. L. 2d. vol. 22. p. 40.

(2) 村井「カナダにみる別居合意」とくにオンタリオ州について」神戸学院法学第三二巻一号一四頁。

(3) Ontario Annotated Family Law Service; 1984. p. 672-2.

(4) Ontario Annotated, op. cit. p. 680.

③ Mc Miian v. Mc Miian (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は別居合意書を作成し、婚姻住居の売却金の分配および妻への扶養料の支払いを定めた。扶養料の規定は変更が可能とされる。他の条項は最終的で拘束力があり、妻は合意書の規定に従う以外にいかなる請求もしないと定めている。別居後、妻は新たに住居を取得し、成功裡に事業を継続した。夫は財産を流動資産に変え、結果的に収入を増加させた。離婚手続において、妻は家族法改正法にもとづいて扶養料の増額を

請求した。原審は別居合意書の効力を支持しながら、妻の生活水準が夫のそれと一致するように扶養料を増額した。また、妻の将来の生活保証のため、夫に一七五・〇〇〇ドルの一括払いを命じたが、夫が控訴した。

裁判所は夫の控訴を認め、次のように判断している。すなわち、妻を将来の偶然の事故による否定的な影響から保護するため、現在の時点で一括払いをする必要は存在しない。妻は実質的な資産を有する完全な職業婦人である。偶然の事故が発生して扶養料の増額が必要とすれば、彼女はその変更を求めることができた。夫婦各自は、自分がそうすることができるとする範囲において、自分自身を扶養する義務がある。裁判所の一括払いは、原審が有効と判断した合意書の条項と一致しないという。

当面の場合、夫婦は⁽²⁾ *Harrington v. Harrington* (一九八一) 事件にみたように、家族法改正法の認める別居合意を書面に作成し、妻への扶養料について定め、その規定の変更は可能としていた。つまり、一度定めた扶養料の金額も将来、事情の変更によって増額または減額できるという趣旨である。婚姻中、夫婦各自はそれぞれ事業を成功裡に継続し、収入を増加させていた。妻は一九七五年に九・〇〇〇ドル、翌年には一二・〇〇〇ドルを得ており、夫も同じ時期に五〇・〇〇〇ドルから六〇・〇〇〇ドルとなっている。別居合意の当時の夫婦の生活水準と比較し、現在では当然に高くなっている。離婚後は高くなった生活水準に応じて、妻の扶養料も増額されるべきものというのであろう。別居合意で定めていた扶養料について、妻がその増額を求める理由も十分に理解できる。だが、理解できるのはこの点までである。裁判所も認定したとおり、妻は実質的な資産を有する完全な職業婦人である。この場合、妻はたしかに特殊な技術を身につけているけれども、継続的に彼女自身が収入を得ることを可能にするため、もとになる財産を与える必要があるとでも判断されるような事情が明白であれば、扶養料の一括払いも必要と認められるかも知れない。⁽³⁾ だが、ここで妻は裁判所も認定したとおり、実質的な資産

をすでに所有している。妻の将来の生活保証として夫に一七五・〇〇〇ドルもの一括払いを命じる必要は少しも存在しないのではないか。別居合意が認めた扶養料の変更とは全く無関係な問題とすべきであろう。

(1) R. F. L. 2d. vol. 36, p. 225.

(2) R. F. L. 2d. vol. 22, p. 40.

(3) 村井「カナダにみる離婚扶養料の一時払い」とくにコモン・ロー諸州について」神戸学院法学第二六卷四号一七頁。

④ Tward v. Tward (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六一年に婚姻し、四人の子がいる。三人は両親の別居後、母の許に在る。婚姻後、妻は演劇に熱中し、最後にはディレクターとして雇われ、年収も三二・五〇〇ドル得ている。夫は歯科医であり、年収は一〇〇・〇〇〇ドルである。離婚手続において、妻は扶養料および婚姻住居の占有を請求した。

裁判所はこれに対し、妻のための扶養料の一括払いおよび婚姻住居の占有を認め、次のように判断している。すなわち、妻のために定期的な扶養料の支払いを認めるのを正当とする事情は存在しない。妻は彼女自身で生活を維持していくことが可能である。妻は婚姻によって何物も失っておらず、彼女の才能を伸ばすことができた。婚姻住居については、年長の息子が十八才に達し、娘も母の許を離れ、もはや大きな住居を必要としなくなるまで、彼女の専用に委ねる。夫は妻に対し、一二・〇〇〇ドルの扶養料を一括して支払うよう命じるという。

ここでも扶養料の一括払いが問題となっている。果してその必要が認められるのであろうか。夫婦はそれぞれ職業をもっており、年収も妻が三二・五〇〇ドル、夫が一〇〇・〇〇〇ドル、妻は夫の約三分の一であるが、独

立して生活するための資料としては充分と考えられる。したがって、定期的な扶養料の支払を認める必要のないことに異論はない。だが、ここで扶養料の一括払いを正当化する理由は何であろうか。さきの事例でみたように、ここでも妻が何か特殊な技術を身につけているとき、離婚後に彼女自身で収入を得ることを可能にするため、元になる財産を与える必要があることも一つの理由である。さらに加えて、支払いをうける側が財産を管理するための十分な財政的能力のあることを示しており、離婚扶養料として支払われた財産を無駄に消費するとは思えないとする理由も、ここでは大きな説得力があるのではなからうか。定期的な扶養料を必要としない妻のため、年収の約三分の一の扶養料を一括して支払うことは十分に評価できる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 31. p. 251.

(2) 村井「カナダにみる離婚扶養料の一時払い」とくにコモン・ロー諸州について」神戸学院法学第二六巻四号一七頁。

⑤ Slow v. Slow and Fairchild (一九八三) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九六六年に婚姻し、一九八〇年に別居した。双方とも仕事をもっている。妻はキーパンチ・オペレーターであったが、その後、仕事を止め、セラミックの仕事を始めた。この仕事はその後に失敗し、夫婦が別居後、妻は破産した。妻の事業を援助することにより、夫は約六〇・〇〇〇ドルの債務を負った。一九八二年の審理のとき、夫の給料は二八・八〇五ドル、時間外手当八・二二六ドル、合計四六・七〇〇ドルであった。他方で彼は債権者に二〇・〇〇〇ドルないし二五・〇〇〇ドルの債務を負っている。別居後、妻は婦人服店に職を得た。離婚手続において、妻は彼女自身および二人の子の扶養料を請求した。裁判所はこれに対し、

子のための扶養料および妻のための名目的な扶養料を定め、次のように判断している。すなわち、夫の債務は彼等双方の悪い判断によって生じさせられたものである。双方とも彼等の共同の債務の結果を甘受すべきである。妻は彼女が熟練しており、これによって金銭を稼ぐことができる分野で雇傭を見付けるための合理的な努力をしていない。他方、妻の給料の大部分は、現在および将来三年間、彼等の債権者を満足させるために必要である。したがって、妻に名目的な金銭以外のものを扶養料として支払うのは適切でなく、妥当でもないという。

ここでもさきの事例と同様に、名目的な扶養料の支払いが命じられているが、背景となる具体的な事情は全くちがっている。妻が従来の仕事を止め、独立してセラミックの仕事を始めたが、これが失敗し、夫も判断の誤りから多額の債務を負う結果となった。具体的な金額として、二〇・〇〇〇ドルないし二五・〇〇〇ドルの債務に対し、夫の年収は約二七・〇〇〇ドルである。夫はここから右の債務と同時に妻に対する扶養料を支払わなければならぬ。妻が夫から扶養料をうけるためには、まず前提条件として、雇傭を得るために自ら可能な限りの努力をすることが求められる。この点からみる限り、妻は自ら婦人服店に職を得て自立の道を歩んでいるようにみえる。彼女の給料の額は不明であるが、その大部分は今後三年間、彼等の負っている債務の支払いに当てられてしまうことになる。つまり、彼女が経済的に独立して生活することはむづかしい。さきにもたように、夫の側も多額の債務を負っており、妻に対する扶養料まで手が廻らない。ここで裁判所が考えたのが名目な扶養料の支払いであろう。裁判所は妻からの扶養料の請求を拒否することはしない。夫に対しては妻への扶養料の支払いを命じる。ただし、扶養料の額としては名目的なものに止めておく。これは夫婦双方の債権者にとっても納得のいく処置であるにちがいないと考えられる。

(一) R. F. L. 2d. vol. 35. p. 71.

5 扶養権利者の自立

離婚した夫婦それぞれが直面する事情は個々にちがいをみせている。婚姻前から婚姻中を通じて十分な個有財産を所有しており、離婚に当って配偶者に財産を分配しても、今後の生活に何の支障もない人もいる。仕事の面でいえば、婚姻前から婚姻中もある職業を継続しており、離婚後もそれによって十分に生計を立てることができ人もいる。だが、これと対照的に、婚姻前はある職業についていたが、婚姻後は家事・育児のために止むなく職業を中断していたが、離婚後はもとの職業に完全に復帰できる人もいる。このような人は、離婚後の生活について配慮する必要はなからう。だが、右のような分類に当てはまらない人々のために、ここで問題としている扶養料がその役割を果たさなければならない。つまり、離婚によって経済的に困難な立場におかれることになる扶養権利者のため、その自立をうながす意味も込めて扶養料の支払いが行われる。

① Powolng v. Powolng (一九八一) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は一九七七年に婚姻し、一九八〇年に別居した。婚姻に先立ち、夫は妻に対し、も自分と婚姻し、カナダに移住してくれるならば、彼女に望ましい生活を準備する旨を伝えた。彼等が婚姻したとき、妻はそれまでポーランドで約二十五年間、看護婦として働いていたが、今後に取得できるはずの財産および退職金をこの時点で放棄した。現在の夫婦財産は総額で三五・〇〇〇ドルであり、さらに銀行預金等もある。妻は扶養料および夫婦財産の分配を請求した。

裁判所はこれに対し、三一・〇〇〇ドルと評価された財産を均等に分配し、さらに夫に期間を限定して扶養料

の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、婚姻期間が短いにもかかわらず、妻に夫婦財産を平等に分配するのは不衡平なことではない。妻は生まれた国で築いた地位を放棄し、もはや同じ地位に戻ることは不可能である。彼女は英語を話すことができないため、自立して生活することが不可能であり、英語を習得すべく努力している。彼女が再び自立して生活することを可能にするため、期間を限って、判決の日から六十日の間に一七・五〇〇ドルの支払いを命じるといふ。

ここでは長年の間勤めていた看護婦の職を投げうって婚姻の道を選んだ妻のため、離婚後の自立の道を設けようとしている。二十数年にわたってポーランドで職をもっていた妻は、裁判所もいうように、その後に取り得できるはずの財産および退職金を入手できなくなり、さらに加えて年金をはじめとするポーランド市民として有していた他の利益もすべて失う事態となっている。自ら選んだ道とはいえ、妻にとっては大きな損失であった。これには夫による誘いの言葉が大きく影響しているのではなからうか。結局、婚姻は二年位しか続かなかつた。離婚後の生活の維持を考えると、幸いも彼女は看護婦という仕事に身についている。その資格等は国によって異なるかも知れないが、仕事の内容は万国共通といってよからう。彼女にとって最大の難問は英語が話せないことなのである。夫からの財産の分配によって生活を維持する経済的な基盤はできたとしても、再び看護婦の仕事につくためには、英語を修得することが是非とも必要である。つまり、彼女の経済的な自立を可能にするための最も効果的な方法として、六十日という期間を限り、その間に集中的に英語を勉強させ、そのための費用を夫に集中的に支払わせる計画にほかならない。妻の経済的な自立の道くための最も効果的な方法とみてよからう。

(一) R. F. L. 2d. vol. 26. p. 250.

② Dieter v. Dieter (一九八二) 事件⁽¹⁾

この事件において、夫婦は二十五年間の婚姻生活ののち、夫が妻の許を去った。妻は退化性の病気や関節炎をかかえており、別居による精神的な不調に落ち入っている。夫は健康で仕事に従事している。妻は離婚・夫婦財産の分配および扶養料の支払いを請求した。原審は夫婦財産である住居を不均等に分配し、夫が二十五年間、毎年二五・六〇〇ドルを稼いでいたことを基礎にして、一カ月五〇〇ドルの扶養料の支払いを命じたので、妻が控訴し、夫も反訴を提起した。

一 裁判所はこれに対し、夫に扶養料の支払いを命じ、次のように判断している。すなわち、事実として、夫は一年に三一・三五三ドルを稼いでおり、年金プランおよび登録済みの貯蓄プランもある。したがって、扶養料は増額された。妻がこのような事情のもとで二年以内に自給自足できると考えるのは現実的ではない。彼女が自給自足するためあらゆる努力をしたときにのみ、扶養料の支払いをうけることができるとされるべきでないとし、原審と比べて一〇〇ドル増額し、一カ月六〇〇ドルの支払いを命じるという。

ここでは妻の病気が原因で夫の方から別居する結果になっている。妻が病気にかかることは彼女自身に何の責任もない。このような場合にこそ、夫は妻の病気の原因を明らかにし、病状をいくらかでもやわらげようとするべきであろう。かかる努力をすることなく妻の許を去った夫は同居・協力・扶助義務違反を問われても仕方がない。経済的にも夫は毎年一五・〇〇〇ドルの収入を得ており、妻の面倒をみることは十分に可能であろう。夫は自ら招いた別居により、妻の精神的な不調を増大する結果となっている。また、裁判所によれば、夫は妻自身が今後二年間に自給自足するためあらゆる努力をしても足りないときにはじめて、扶養料を支払う旨を主張したようである。これが事実とすれば、夫が不誠実であることを自ら言明したことになる。扶養料の額として原審が

毎月五〇〇ドル、一年で六・〇〇〇ドルとしたのは、夫の収入の約四分の一に当る。裁判所がこれを毎月六〇〇ドルに増額したのは、不誠実な夫に対する経済的な制裁という意味も言外に含めていたのではあるまいか。

(一) R. F. L. 2d. vol. 25. p. 225.

③ Carnichael v. Carnichael (一九八五) 事件⁽¹⁾

この事件において、一九七九年に妻は離婚・扶養料の支払いおよび夫婦財産の分配を請求したが、その後和解覚書 (minute of settlement) を作成した。それによれば、訴訟で問題になっているすべての事項を取り込み、権利放棄条項を含んでいた。裁判所はその後、取決めを含む同意命令 (consent order) を言渡した。この命令のもとで、夫は妻に一九七九年より同八四年までの定期的な扶養料として総額九〇・〇〇〇ドルを支払う義務を負わされた。五十三才の妻は大学に入学し、三年間に勉学を終るであろう。彼女はこのような再訓練により正常な雇傭を得ることができると信じていた。夫は年収三五・〇〇〇ドルを数え、彼の資産は一・五〇〇・〇〇〇ドルであるという。

ところで、ここにいう同意命令とは、当事者の同意のみにもとづいてなされる命令であり、事実や適用法理について司法的な審査が行われず、また裁判所の予備的判断にもとづくものでもないから、厳格な意味においては命令ではないが、事実にもとづいて当事者の権利を正當に判断したものとする当事者間の合意を裁判所が認めたものをさしている。⁽²⁾

ここでは妻は離婚に直面している。婚姻前から婚姻中を通じて妻が夫と同等の立場で経済的に独立して生活を維持することが可能な事情が存在するならば、離婚後の生活について心配する必要はなからう。当面の場合、妻

は手についた職がないため、改めて大学に入学し、勉学のうえ、いわば雇傭市場で有利な地帯を築くことを考えている。彼女にはそれを可能にする権利がある反面において、夫には妻の自立を可能にするために経済的な協力をする義務がある。この義務の履行として扶養料を支払うべきことになる。幸にも夫は三五・〇〇〇ドルの年収を得ており、多額の資産も所有している。妻が大学での勉学を修了し、自立のために必要な雇傭を得るまでの扶養料を支払うことは十分に可能と考えられる。

(1) R. F. L. 2d. vol. 43, p. 39.

(2) 高柳・末延「英米法辞典」九三頁、一九六九年。

(3) 田中英夫「ベーシック英米法辞典」三九頁、一九九三年。

三 おわりに

筆者はさきに、離婚後の扶養料の問題について、一九六八年にカナダ全土に施行された連邦の離婚法およびこれをうけついで一九八六年の新しい離婚法のもとで、裁判所がどのような要因にもとづいて判断したかを探ってみた。しかも、主としてコモン・ロー諸州の事例をとり上げてみた。その結果として、裁判所が判断の基準としたいくかの要因を知ることができた。それには当事者双方の同居期間、別居合意、ニーズ、自給自足、仕事の中断・停止、合理的な生活水準、病気等々の事情が含まれていることができた。⁽¹⁾ いずれの事情も離婚後の扶養料の問題を考えるについて欠くことのできないものである。このような判断を一応の前提として、本稿では対象を狭くオンタリオ州に限定し、さらに時間的にも同州で家族法改正法が効力を有していた時期、つまり一

九七八年より一九八六年の間に裁判所に現われた事例に焦点を絞ってみた。そこには予測したとおり、さきにコモン・ロー諸州にみられたと同様の要因が姿をみせることになった。ところで、これらを総合してみると、扶養義務者の側の稼働能力・資産および再婚とこれと対照的に扶養権利者の側の稼働能力・資産および自立といった大きな項目に収めることができた。しかも、これらをひとことといえば、離婚後の扶養料を決定する要因として、「扶養義務者および扶養権利者それぞれの側の合理的な生活水準およびニーズ」ということにつぎるのではないかとの結論らしきものに到達した。もとより、合理的な生活水準といっても、時代により、また人それぞれによつてちがっている。ここに裁判所が賢明な知恵を働かすことができる領域が広がっていると考えられる。

(1) 村井「カナダにみる離婚扶養料決定の要因―コモン・ロー諸州について」神戸学院法学第三一巻一号一九頁以下。